

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
1	2	第1	運営方式としてのPFI との記載がありますが、指定管理者による運営とどのように異なるのでしょうか。	新美術館については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)にのっとり、運営事業者を決定する予定です。 PFIについては、内閣府ホームページ(http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html)等をご参照ください。
2	2	第1	運営方式としてのPFI の記載がありますが、単独の運営機関が展示エリア、コミュニケーションエリアを含め全館を管轄し運営するものと考えて宜しいでしょうか。	新美術館の運営については、民間の創意工夫を積極的に活用するため、PFI手法を導入する方針となっており、PFI事業者が本施設全体を運営する予定です。
3	4	第3、1、(6)	2000㎡以上の実績は、前職の事務所の担当業務でもいいか？	本競技の参加資格としては、建築士法の規定による登録を受けた一級建築士事務所であるとともに、当該一級建築士事務所が延床面積2,000㎡以上の施設の新増築にかかる設計業務の実績を有する必要があります。 そのため、以前に所属していた設計事務所における設計実績については認めません。
4	4	第3、1、(6)	ここで書かれている実績とは、 1、本設計競技に参加する一級建築士事務所としての実績なのか？ 2、もしくは、参加する一級建築士事務所に所属する代表者が当該一級建築士事務所に所属する以前に所属していた組織での実績でも可能なのか？	
5	4	第3、1、(6)	延べ床面積2000㎡以上の設計実績は、前職(以前所属していた事務所)での実績を含んでよろしいですか。	
6	4	第3、1、(6)	第3,1(6)に関して、前事務所の管理技術者としての実績を含めることは可能か。可能な場合、実績を証明する書類は確認申請書類等、設計者として管理者の名前のあるものでよいか。	
7	4	第3、1、(6)	実績に関して、設計事務所としての実績ではなく設計者としての実績で良いでしょうか？ 具体的に、かつて勤務していた設計事務所で統括の立場で担当した物件を実績として考えて良いでしょうか？	
8	4	第3、1、(6)	延床面積2000㎡は、参加する事務所が設計した物件である必要はありますか？例えば以前勤務していた職場で担当したということであれば認められませんか。	
9	4	第3、1、(6)	平成28年7月31日までに、設計業務が完了している実績に限る。とありますが、過去に所属していた事務所の実績でも参加資格に該当しますか。	
10	4	第3、1、(6)	設計業務完了日下限はないと考えてよろしいですか。	
11	4	第3、1、(6)	延床面積2,000㎡以上の施設の設計業務実績については、平成28年7月31日に完了しているものであれば、その完了時期はいつでも良いのか。	

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
12	4	第3、1、(6)	「延床面積2000 平米以上の施設の新增築にかかる設計業務の実績があること」と記載がありますが、デザイナーアーキテクトとして、マネージングアーキテクトと協働して延床面積が約10,000 平米の商業施設の設計業務をおこなった実績(「デザイン設計業務委託契約」)は参加資格として認められますか？	設計業務の実績における設計業務とは、基本設計又は実施設計になります。「デザイン設計業務委託契約」が、基本設計や実施設計に該当するのであれば、設計業務の実績として認めます。
13	4	第3、1、(6)	延面積2,000㎡以上の施設の新增築(増築にあつては、増築部分の面積)にかかる設計業務の実績があること。 とありますが、施設の用途は問わないのでしょうか。 それとも美術館もしくは類似の施設に限定されるのでしょうか。	施設の用途については問いません。
14	4	第3、1、(6)	延床面積2,000 ㎡以上の施設の設計業務実績については、日本国外における実績を挙げても良いか。	よろしい。
15	4	第3、1、(6)	「延床面積2000㎡以上の施設の新增築にかかる設計業務実績」とは、「基本設計業務」のみの場合も該当しますか？ すなわち、平成28年7月までに延床面積2,000㎡以上の施設の「基本設計業務」が完了していれば、参加条件を満たすと考えて良いのでしょうか？	よろしい。
16	5	第3、2、(2)	構造、設備の協力事務所は重複して参加することも可能か？	実施要領「第3、2、(2)」に記載のとおり、協力者と参加者の重複はできませんが、協力者としてであれば重複は可能です。
17	5	第3、2、(2)	協力者は複数の参加者の協力者になることは可能でしょうか	
18	5	第3、2、(2)	協力者は複数の参加者の協力者となることは可能ですか？	
19	5	第3、2、(2)	協力者(協力事務所)は他の参加者との重複は可能でしょうか。	
20	5	第3、2、(2)	協力者が複数の参加者と重複して体勢を組むことは可能と考えて宜しいでしょうか。	
21	5	第3、2、(2)	第3,2(2)に関して、協力者を参加表明後に変更もしくは追加することは可能か。	
				協力者を変更又は追加することは可能です。

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
22	5	第3、2、(2)	協力者の届け出は、ヒアリング時に参加する業種のみ協力者届が良いものと捉えられますがよろしいでしょうか？ 未届けの実質の協力者(主任技術者)は、選定後、届けることでよろしいでしょうか？ 同上のケースにて選定された場合、選定されなかった他の参加チームの協力者(構造、設備、積算等)の事務所を実質の協力者(主任技術者)にすることは可能ですか？	参加表明書の提出時点で予定している全ての協力者については、協力者通知書を提出してください。なお、協力者を変更又は追加することは可能です。
23	5	第3、2、(2)	参加表明時、協力者の届を行わない(書面上)で、提出することで、選定評価に影響しますか？ 前提として、実質的な構造、設備、積算等の提案内容は評価基準に達しているものとします。	審査には影響しませんが、参加表明書の提出時点で予定している全ての協力者については、協力者通知書を提出してください。なお、協力者を変更又は追加することは可能です。
24	5	第3、2、(2)	一協力者が複数の参加者の協力者となった場合、2次審査で、複数の参加者の協力者としてヒアリングに出席することも可能でしょうか？	一協力者が複数の参加者の協力者として公開プレゼンテーション及びヒアリングに重複して参加することは、公平性や透明性の観点から認めません。
25	5	第3、2、(2)	意匠、構造、電気設備、機械設備、積算以外の業務を協力者に依頼した場合、その協力者についても、様式4 協力者通知書を提出するものと考えて良いか。	よろしい。
26	5	第3、2、(2)	協力者は「意匠、構造、電機設備、機械設備、積算」以外の項目を設けても宜しいでしょうか。	
27	7	第4、1、(3)、カ、(ア)	単独参加の場合、協力者の実績は不要と考えて宜しいでしょうか。	単体、共同事業体での参加に係わらず、協力者の実績は不要です。
28	7	第4、1、(3)、カ、(イ)	個人事業の場合、「大阪市に事業所がない場合、契約を締結する事業所を所管する都道府県及び市区町村で発行された証明書」とありますが、市区町村によっては「府税、市税については全税目の未納がないことが確認できるもの」がなく、納税証明、課税証明等になる場合がありますが、このような納税証明書でも宜しいですか。	納税証明書は、府税、市税、消費税及び地方消費税の未納がないことを確認するためのものです。該当する都道府県や市区町村により発行される様式にあわせて、 ①「未納がないこと」が記載されている納税証明書(「追加資料1」参照)。 もしくは、 ②「課税額、納付済額など」が記載されている納税証明書(「追加資料2」参照)。 のいずれかを提出してください。ただし、②の場合は年度ごとの証明となりますので、直近5年間のものを提出してください。
29	7	第4、1、(3)、カ、(イ)	28年度は海外に在住していたため、納税義務がなく納税しておりません。27年度は問題なく住民税を納税しております。27年度のものでもいいですか？また、事務所を構えてまだ日が浅いため、消費税及び地方消費税納税の必要がありません。こちらも添付の必要がないと判断してよろしいでしょうか。	また、海外在住等の理由により納税義務がない期間がある場合でも、当該の自治体に確認の上、上記①又は②の納税証明書を提出してください。なお、②の納税証明書で、直近5年間において証明できない期間がある場合は、提出できる期間の納税証明書と併せて、提出できない期間と理由を記載した書類(「追加資料3」を参考に作成)を提出してください。 消費税及び地方消費税の納税義務をこれまで負っていない等の理由により「納税証明書その3」が提出できない場合も、「追加資料3」にその理由を記載した書類を提出してください。 なお、各納税証明書については、発行日から3か月以内のものを提出してください。
30	7	第4、1、(3)、カ、(イ)	納税証明書は写し(コピー)でよろしいですか。	不可です。

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
31	8	第4、2、(1)、ア、(イ)	設計構想提案書の「設計の基本的な考え方」は、2000字以内のまとまった文章と捉えて宜しいでしょうか。それとも、A1内にパラグラフ毎に分散配置してもよいのでしょうか。	分散配置も可能としますが、どの部分が「設計の基本的な考え方」の記載であるかを明確に表現してください。
32	8	第4、2、(1)、ア、(エ)	建物ボリュームを示す程度の精密なものではない模型写真による表現は可能か？	可能です。
33	8	第4、2、(1)、ア、(エ)	「設計図、精密な透視図や模型写真などを求めるものではない」とは、それらを禁ずるという意味でしょうか	禁ずるものではありません。
34	9	第4、2、(2)	設計事務所の体制、実績は評価対象にならないのか？ もしなるのであれば、提出案の内容との採点の配分はどれくらいなのか？	設計事務所の体制、実績は審査対象になりません。 第1次審査では、設計構想提案書により、総合的に審査します。
35	9	第4、2、(2)	第1次審査の評価視点に「適合性」「機能性」「創造性」「防災安全性」「環境性」とあります。 この時点で、提案内容以外の要素、たとえば、大阪市発注業務実績、事務所の一級建築士の数、美術館の実績、いわゆる「ネームバリュー」等は一切評価視点にないと考えてよろしいでしょうか？	第1次審査では、設計構想提案書により、総合的に審査します。(提出物以外は審査の対象とはなりません。)
36	11	第4、3、(1)、ア、(ク)及び別紙4	概算工事費には、展示備品(照明器具、高所作業車、可動展示ケース等)、図書室集密書架、収蔵庫絵画ラック、その他什器家具等は含まないと考えてよいのか？	図書室集密書架や収蔵庫絵画ラックなど据付工事が必要なものは概算工事費に含むものとします。その他、据付工事の不要な展示備品、什器家具等は概算工事費に含まないものとします。
37	12	第4、3、(2)、ア、(ア)	プレゼンテーションに用いる設計提案パネルとは、第1次審査に提出する設計構想提案書と第2次審査に提出する設計提案書を指すと考えてよろしいですか。	設計提案パネルとは、実施要領「第4、3、(1)、ウ、(ア)」に記載の通り、第2次審査で提出いただく設計提案書の正本(スチレンボード貼)をさします。
38	12	第4、3、(2)、ア、(イ)	担当主任技術者には資格等、担当条件がありますでしょうか。	ありません。
39	12	第4、3、(2)、ア、(イ)	様式7に記載しない他の技術担当者について、他の様式を含め記載は不要と考えて宜しいのでしょうか。	よろしい。
40	12	第4、3、(2)、ア、(イ)	プレゼンテーションの参加者3名とは別で、パソコン操作者を1名同席させることは可能でしょうか。	
41	12	第4、3、(2)及び様式7	プレゼンテーション参加者について。 ①(管理1名+主任2名=計3名)以外にパソコン操作者(発言なし、操作のみ)を1名加えてもよろしいでしょうか。 ②追加操作者不可の場合は、参加3名を管理1名+主任1名+操作者(主任技術者以外の者)1名=計3名としてもよろしいでしょうか。 上記①、②が可能な場合、様式7の記入方法をご教示ください。 (操作者をどのように記入するか)	パソコン操作者の同席は可能としますが、操作者は、公開プレゼンテーション及びヒアリングにおいて発言することはできません。なお、パソコン操作者の届出は不要です。

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
42	12	第4、3、(3)	第2次審査の評価視点に「適合性」「機能性」「創造性」「防災安全性」「環境性」「実現可能性」とあります。 この時点で、提案内容以外の要素、たとえば、大阪市発注業務実績、事務所の一級建築士の数、美術館の実績、いわゆる「ネームバリュー」等は一切評価視点にないと考えてよろしいでしょうか？	第2次審査では、設計提案書、参加者による公開プレゼンテーション、審査会議委員による公開ヒアリングにより、総合的に審査します。(提出物以外は審査の対象とはなりません。)
43	20	様式3	「※上記実績を証明する書類(契約書又は仕様書等契約関係書類)の写し」とあるのは、氏名が掲載されている雑誌等の写しで代用できますか。	雑誌等の写しは証明書類とはなりません。契約書又は仕様書等契約関係書類の写しを添付してください。 なお、契約関係書類がない又は紛失等した場合は、設計依頼者による業務の履行を証する書面に設計図書を添えて提出するなどにより、設計実績を証明してください。
44	20	様式3	設計実績証明書【様式3】で、添付書類として「※上記実績を証明する書類(契約書又は仕様書等契約関係書類)の写し」とありますが、そのような書類がない場合、建築雑誌等に公表された記事に応募者の氏名が確認できれば、建築雑誌の写し等を添付しても宜しいですか。	
45	20	様式3	「※上記実績を証明する書類(契約書又は仕様書等契約関係書類)の写しを添付してください。」とありますが、書類が紛失した場合、設計図書等で証明書類になりますか？	
46	24	様式7	[資格]欄について質問します。 この欄に記載する資格について、評価・採点の対象となる資格があればご教示ください。 (例えば、一級建築士、技術士、建築設備士など)	様式7における資格欄は審査の対象とはなりません。
47	24	様式7	[資格]欄の記載の仕方について質問します。 日本以外の他国における同種・類似の資格のうち、この欄の評価・採点の対象となる資格があればご教示ください。	
48	24	様式7	[資格]欄の記載の仕方について質問します。 共同事業体において、主任技術者を「日本に事務所を所有していない海外からの参加者」である構成員から選任し、その技術者が日本国内の資格を有さない場合、他国における同種・類似の資格を記載してもよろしいでしょうか？	よろしい。
49	25	別紙1、2、(1)	駐車場(自走式)を屋内で計画した場合、その面積は美術館約15,000 m ² とサービス施設約500～1,000 m ² に含まないものと考えて良いか。	よろしい。
50	25	別紙1、2、(1)	本提案の建築規模について美術館延べ床面積15,000m ² 、サービス施設延べ面積約500～1000m ² とありますが、各施設、部屋の面積の増減(±5%程度)は可能でしょうか。	よろしい。
51	26	別紙1、2、(3)	地中埋設物等の撤去費 1 億円(諸経費・税込)には、参考資料10「想定される地下埋設物」P.38 に示された地下躯体残置範囲(想定)外の杭の撤去費用も含まれていると考えて良いか。	概算工事費の算出にあたり、地下躯体残置範囲(想定)外の杭の撤去費は見込む必要はありません。
52	26	別紙1、2、(3)	概算工事費130億円(税込)とありますが、消費税は8%でしょうか。	よろしい。

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
53	26	別紙1、2、(3)	整備スケジュールにおける、実施設計の期間を教えてください。	実施設計の期間については、基本設計完了後から平成30年度初頭を予定しています。
54	26	別紙1、2、(3)	建設工事期間、平成30年度末～平成33年度春頃とありますが、枯らし期間はどの程度お見込みでしょうか。	工事期間は平成30年度末から概ね2年程度を想定しており、その後、養生期間(いわゆる枯らし期間)及び開館準備期間を経て、平成33年度中の開館を予定しています。
55	26	別紙1、2、(4)、①	敷地内には、当該歩行者デッキと接続し、西側市有地へ続く歩行者通路を整備し・・・とありますが、この敷地内を横断する歩行者通路の高さについては指定がないと考えて宜しいでしょうか。またこの歩行者通路は24時間通行可能とする必要はありますか。	敷地内の歩行者通路については高さの指定はありませんが、歩行者デッキと接続し、快適性、円滑性、安全性に配慮した連続した歩行者動線としてください。なお、本競技では、歩行者通路は24時間通行を前提に提案してください。
56	26	別紙1、2、(4)、①	船入の遺構を埋設保存とのことですが、上部に建物を建てない限り、埋設せず一般に公開したままとすることは可能でしょうか。その場合の条件等ありましたら教えてください。	本競技の提案にあたっては、別紙1「2、(4)、①」に記載のとおり「本敷地の北側において埋蔵文化財(船入遺構)が確認されているため、その保存・保全に十分に配慮した計画とすること。なお、船入遺構は現状どおり、地中埋設による保存を原則とする。」とします。
57	26	別紙1、2、(4)、①	「埋設文化財(船入遺構)は現状通り、地中埋設による保存を原則とする」とありますが、船入遺構を掘り出し、調査、補修及び補強を行った上で一般公開をすることは可能ですか？	
58	37	参考資料9	表土を取除き、埋蔵文化財を露天にさらす形で一般公開することは問題ないか？あるいは、現状のまま土中に温存すべきか？学術的、景観整備的観点も含めた市のお考えをお示し頂けないか？	
59	26	別紙1、2、(4)、①	本敷地北側の埋蔵文化財(船入遺構)を保存・保全した計画にするということですが、垂直・水平どの程度離隔を取れば宜しいでしょうか。上部に建物または駐車場を計画して宜しいでしょうか。	船入遺構上部の利用について制限はしませんが、上部の利用にあたっては、船入遺構の保存・保全に十分配慮した提案としてください。
60	26	別紙1、2、(4)、①	なお、船入遺構は現状どおり、地中埋設による保存を原則とする。とありますが、遺構の保存に問題がなければ遺構上部に建築又は外構の整備を行っても問題ないと考えて宜しいでしょうか。	
61	26	別紙1、2、(4)、①	船入遺構については現状通り地中埋設による保存を原則とすると思いますが、船入遺構上部には建物を建設せず、駐車場や広場等の外構として計画すると理解すれば宜しいでしょうか。	
62	37	参考資料9	船入遺構の保存対象範囲に関して、その地上部での利用についての制限はあるか。	

通し番号	要領ページ	該当項目	質疑内容	回答
63	26	別紙1、2、(4)、①	『本敷地の北側において埋蔵文化財(船入遺構)が確認されているため、その保存・保全に十分に配慮した計画とすること。なお、船入遺構は現状どおり、地中埋設による保存を原則とする。(参考資料9「埋蔵文化財(船入遺構)」)』とありますが、船入遺構をはずした内側部分に基礎構造(地中杭等)を配置することは可能でしょうか。	船入遺構の石垣で囲われた内側の石垣底面より浅い部分(OP-2.7mより上部)への構造体の設置は可能ですが、深い部分(OP-2.7m以深)への構造体の設置は原則不可です。ただし、必要最小限の本数の地中杭で、その杭径が1m未満のものに限り認めます。
64	26	別紙1、2、(4)、①	「埋設文化財(船入遺構)は現状通り、地中埋設による保存を原則とする」とありますが、石垣など遺跡の構築物には一切手をつけず、遺構中央の何も無い平場に新たな柱等の構造体だけを立てることは可能ですか？	
65	26	別紙1、2、(4)、①	『敷地東側においては、歩道機能を確保するため、大阪市道筑前橋筋線(東側道路)境界より、4.0m以上の壁面後退を行うこと。この際の壁面後退部分の整備については歩道形状とする。』とありますが、4.0mの壁面後退では歩道ラインに段違いが生じます。合わせる必要はないでしょうか。	別紙1「2、(4)、①」に記載のとおり「敷地東側においては、歩道機能を確保するため、大阪市道筑前橋筋線(東側道路)境界より、4.0m以上の壁面後退を行うこと。この際の壁面後退部分の整備については歩道形状とする。」とします。
66	26	別紙1、2、(4)、②	本実施要領における「GL±0」とは、参考資料2「敷地図」における「±0.0m=OP+2.009m」を指すものと考えて良いか。異なる場合は、そのOPをご提示ください。	参考資料2及び参考資料7に記載のとおり、GLはOP+2.009を基準としています。設計GLは提案内容に応じて適宜設定してください。
67	43	別紙2	洪水による浸水に対する保護のため、GL+3.0m以上の位置に設けるとありますが、GL=OP+2.009と理解して宜しいでしょうか。	
68	—	—	GLとOPの関係についてご教示ください。	
69	26	別紙1、2、(4)、②	「基本的に地下を設けない」とありますが、駐車場も含めて地上が望ましいという意図図でしょうか。	別紙1をふまえて提案してください。
70	26	別紙1、2、(4)、②	「地下水位がGL-3.0m程度と浅いため、基本的には地階を設けない計画とします」とありますが、地下免震ピットを機械室や駐車場等として利用できますか？	
71	27	別紙1、参考資料1～3及び5～9	左記の図面資料のCADデータを頂けますでしょうか。	以下の資料のCADデータ(DXF)を提供します。 追加資料4「参考資料7 高低測量図(CAD)」 追加資料5「参考資料8 敷地測量図(CAD)」
72	30	参考資料2	敷地周辺や船入遺構の情報を含んだ敷地図のDWGまたはDXFデータをいただくことは可能でしょうか。	
73	—	—	周辺を含めた敷地の測量図(CADデータ、DXFデータ)をいただけますでしょうか。	

通し番号	要領ページ	該当項目	質疑内容	回答
74	27	別紙1、<その他参考資料>	所蔵品について、web上の抜粋情報ではなく作品一覧リスト(タイトル、サイズ、文化財指定の有無)を開示頂けないでしょうか？	現在提供できる所蔵作品の情報はホームページ(http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu120/artrip/)に限ります。また、国指定の重要文化財として絵画1点、市指定の文化財として絵画45点があります。
75	29	参考資料1	敷地南西側市有地について、具体的な将来計画があればご教授下さい。また、この敷地について、本プロポーザルでの提案は可能でしょうか。	西側市有地については、大学等を誘致する予定 [※] であり、大学等との連携や協働に配慮した提案としてください。 なお、本競技では、西側市有地についての提案は対象外とします。 (※西側市有地については、8月24日に大阪大学より提案を受けております。詳しくは、「 http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000374226.html 」をご参照ください。)
76	30	参考資料2	敷地東側市道筑前橋筋線に既存のバス停について、移設等は想定されているか。	現在のバス停の位置にこだわらず提案してください。 ただし、バス停の移設を伴う提案の場合は、移設先を明確にしてください。
77	33	参考資料5	歩行者デッキの構造図や詳細図がありましたら頂けますでしょうか。	参考資料5以外の資料は提供しません。
78	34	参考資料6	国立国際美術館の北側道路境界部分のグランドレベルはOP+6.25とありますが、本敷地でブリッジ等による接続は可能でしょうか。	本競技において、新美術館敷地と国立国際美術館を道路上部を横断するブリッジ等の構造物により接続する提案を行うことは任意とします。 ただし、その様な提案をする場合には、関係法令への適合、既存の構造体や工事費への影響など十分ふまえ、その実現可能性についての考え方を明確に表現してください。
79	—	—	敷地内地盤レベル差の情報を頂けますでしょうか。	参考資料7「高低測量図」のとおり。
80	35	参考資料7	舟入遺構付近に記載されているオブジェ及び円環型日時計は撤去可能でしょうか。	既存の円環日時計及びオブジェについては、本市にて別途撤去します。
81	35	参考資料7	図中の「円環型日時計」及び「オブジェ」は撤去されるものと考えて良いか。	
82	37	参考資料9	資料が判読しづらいが、埋蔵文化財は最浅部をOP+0.3m、最深部をOP-2.7mとし、現状地盤面下にあると判断して正しいか？	よろしい。
83	37	参考資料9	船入遺構の保存対象は、図20北半における第2層層内・上面検出遺構と図割の概要において、グレーの網掛けで示された範囲すべてと考えて良いか。	船入遺構の保存対象は網掛範囲における石垣部分及び石垣で囲われた内側の石垣底地(OP-2.7m)以深とします。
84	38	参考資料10	資料の数値や文字全般が判読しづらい。現状地盤と地下埋設物との高さ関係、杭深、杭本数などについて、より精密な資料提示をお願いできないか？	地下埋設物等の「地階床伏・杭伏図」及び「断面図」を拡大表示したものを提示します。(「追加資料6」及び「追加資料7」参照) なお本資料は参考であり、別紙1計画条件、2、(3)に記載のとおり、地下埋設物等の撤去工事費は1億円として提案してください。

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
85	43	別紙2	「展示照明は基本的に天井からの配光とする」とのことですが、照明以外に自然光の計画としても宜しいでしょうか。	展示室については、自然光による照明は不可とします。
86	43	別紙2	展示室への自然光採光は提案によると考えて宜しいでしょうか。	
87	43	別紙2	展示ロビーは自然光の計画も含めても宜しいでしょうか。また、展示室と展示ロビーはそれぞれ独立したものと計画しなければならないのでしょうか。	展示ロビーは自然光を含めた提案とすることは可能です。また、展示室と展示ロビーをそれぞれ独立したものと計画するか否かは問いません。
88	43	別紙2	グタイピナコテカとは、ミニギャラリーという認識で宜しいでしょうか。具体的な使い方などが想定されていましたらご教示ください。	吉原治良をはじめとした具体美術協会に所属した作家の作品を展示する展示室で、かつてのグタイピナコテカを想起させる内装や仕上げとしてください。なお、グタイピナコテカについてはホームページ(http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu120/artrip/gutai.html)をご参照ください。
89	43	別紙2	250-300 席の講堂ですが、座席はスタッキングチェア程度とお考えでしょうか。	講堂は平土間とし、その座席はスタッキングチェアとロールバックチェアの併用を想定しています。
90	43	別紙2	平土間とするとのことですが、客席はロールバックを想定していますでしょうか。	
91	43	別紙2	図書室の10 万冊は専門書でしょうか。その内訳をお教えてください。	10万冊の大部分が美術に関する専門書(カタログや雑誌を含む)です。
92	43	別紙2	閲覧室にも開架書庫は無いものと考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
93	44	別紙2	要求面積 5300m ² とありますが、廊下、機械室等も含んだ面積と考えて良いでしょうか。	廊下や階段等の共用部分の面積は、提案内容に照らして各エリアに割り振ってください。機械室や電気室等の設備諸室の面積は管理エリアに含めてください。
94	44	別紙2	管理エリア5,300 m ² 程度にはその他のエリアの共用部分面積も含むものと考えて良いか。	
95	45	別紙2	「同一棟とする場合は、火気厳禁とし収蔵庫および展示室とは別階とする」と記載されていますが、2棟を屋内ブリッジ等をつないだ場合も同様でしょうか。また、火気厳禁とは、電磁調理のみ可ということでしょうか。	本競技では、屋内ブリッジをつないだ場合は同一棟とみなします。なお、電磁式の調理器具は使用可能です。

通し 番号	要領 ページ	該当項目	質疑内容	回答
96	45	別紙2	車寄せにおいて、観光バス等の駐車スペースは想定されているか。その場合、何台程度の駐車スペースが必要か。	観光バス等の大型車両が利用できる車寄せの設置は必須としますが、大型車両に対応した駐車場を設置することは任意とします。
97	45	別紙2	観光バス等大型車両について、車回しは設け、駐車場は不要と考えてよろしいでしょうか。	
98	—	空調方式・給水方式	空調方式・給水方式について、指定があればご教授下さい。	特に指定はしませんが、環境性等に配慮した提案としてください。